第２　犯則嫌疑者Ａにおいて、平成23年４月27日頃から同年７月25日頃までの間に、日興証券が株式会社はしやまとの間で締結していたアドバイザリー業務委託契約等の締結の交渉等に関し、同社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所等が開設する有価証券市場に株券を上場していたマスプロ電工株式会社（以下､「マスプロ電工」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、共謀の上、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年６月１日から同年７月29日までの間、犯則嫌疑者Ｄ名義で、マスプロ電工の株券合計６万6,900株を代金合計4,325万6,900円で買い付け

たものである。

【告発後の経緯】

犯則嫌疑者Ａ及び犯則嫌疑者Ｂについて、平成24年７月15日、上記⑤の事件で起訴がされ、平成24年８月５日、上記⑥の事件で追起訴がされた。

平成25年２月28日、横浜地方裁判所は、被告人Ｂについて、被告人Ａから上記各重要事実の伝達を受けて上記各株券の買付を行ったことを認定しつつも、被告人Ａが、自己の犯罪を犯したといえる程度に、本件の遂行に重要な役割を果たしたとはいえないとの理由から、被告人Ａとの共謀は認められず、第一次情報受領者としての単独犯であると認定した上で、本件３銘柄の売却金額は１億円を超えており、過去の事例と比較してもかなり高額であり、本件各犯行自体大がかりなものといえるなど、犯行態様は相当に悪質であり、口裏合わせをするなどの隠蔽工作を図っており、犯行後の情状も悪いほか、本件は、元証券会社執行役員が関与したインサイダー取引事件として報道され、証券市場に対する投資家の信頼を大きく損なったもので、社会に与えた影響も軽視できないとして、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金300万円、追徴金約１億43万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

被告人Ａについては、現在、横浜地方裁判所において公判係属中である。

⑦　株式会社セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件

本件は、第三者割当増資に係る現物出資資産である山林には株式募集払込金額に相当する価値がないにも関わらず、その価値があるように仮装し、虚偽の内容を公表して偽計を用いた、いわゆる不公正ファイナンス事案である。不動産の現物出資制度を悪用した偽計事件としては、平成23年８月２日に告発した株式会社ＮＥＳＴＡＧＥ関係者らによる偽計事件に続く２件目の告発である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が、金商法（第158条等　偽計の禁止）に違反するとして、平成24年11月29日に大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年12月18日、犯則嫌疑者２名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Ａは、不動産の売買等を目的とし、ジャスダック証券取引所に株券を上場していた株式会社セイクレスト（以下「セイクレスト」という。）の代表取締役としてその業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Ｂは、セイクレストとの資金調達業務に関する業務契約に基づき、セイクレストの資金調達計画の作成支援及び投資者向け公表情報の内容の検証等の業務を担当していたものである。

犯則嫌疑者両名は、セイクレストが平成22年３月期決算において債務超過になるとジャスダックの定める株券上場廃止基準に抵触する状況にあったことなどから、虚偽の内容を含む公表を行うことにより現物出資を含む第三者割当増資を実現し、自己資本を大幅に増加させたように装って上場廃止を回避しようなどと考え、共謀の上､セイクレストの株券を発行するため、真実は､現物出資財産である和歌山県西牟婁郡白浜町所在の山林合計11筆（合計約８万4,031㎡、以下「本件土地」という。）には募集株式の払込金額である20億円に相当する価値がなく、セイクレストが本件土地を取得後に株式会社カナヤマコーポレーション（以下「カナヤマコーポレーション」という。）等と共同で開発、販売する具体的な事業計画もない上、株式割当先である合同会社カナヤマ（以下「カナヤマ」という。）は割り当てられた株式を短期間で第三者に譲渡する意図であったにもかかわらず、平成22年２月18日、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システムであるTDnetにより、セイクレストの取締役会が、払込期日を同年３月25日、株式割当先をカナヤマとして、本件土地の現物出資を含む第三者割当増資により普通株式合計530万株（払込金額総額21億2,000万円）を発行することを決議した旨公表するに際し､「本件土地は募集株式の払込金額20億円に相当する現物出資財産として適正な鑑定評価及びその価額が相当であることの証明を受けており、セイクレストの開発事業部担当者によるデューデリジェンス等の独自の詳細調査内容の結果等も勘案し、同金額に相当する価値がある。」「セイクレストが本件土地を取得後、カナヤマコーポレーション及び株式会社センチュリージャパンと本件土地の開発、販売について共同事業を行い、本件土地は２年間で完売する予定であって、それによって得た資金で安定した収益基盤を確立できる。」「カナヤマは割り当てられた株式を原則として長期保有する。」旨の虚偽の内容を含む公表を行い、もって有価証券の取引のため、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

犯則嫌疑者２名について、平成24年12月19日、起訴がされ、現在、大阪地方裁判所において公判係属中である。

第３　平成23年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成23年度以前の告発事案について、平成24年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

①　株式会社ビーマップ株券に係る相場操縦事件

【平成19年３月27日告発、平成24年５月29日決定（最高裁）】

平成21年９月９日、大阪地方裁判所は、被告人Ａ（会社役員）に、懲役１年６月（執行猶予３年）、追徴金約２億4,533万円の判決を言い渡し、被告人Ａは控訴した。

平成22年８月４日、大阪高等裁判所は、被告人Ａの控訴を棄却し、被告人Ａは上告した。

平成24年５月29日、最高裁判所は、上告趣意は、事実誤認の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人Ａの上告を棄却し、上記判決は確定した。

（上記被告人Ａと同時に起訴された被告人３名のうち２名については、いずれも一審において有罪判決確定、ほか１名の被告人については最高裁判所の上告棄却により有罪判決確定）

②　ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件⑵、株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件

【平成22年２月９日、平成22年３月16日告発、平成24年６月６日判決（大阪地裁）】

平成24年６月６日、大阪地方裁判所は、共犯者らにおいて実行された相場操縦行為は、多数の協力者・証券口座を使い、大規模かつ継続的に、多くの巧妙な手法を用いて行われたものであって、悪質であり、被告人も相場操縦資金の提供のほか、その他の融資によって資金繰りに協力しており、不可欠の役割を果たしていたといえ、また、内部者取引では、被告人は発行会社の財務及び人事等の重要な業務執行の決定に関する職務に従事していながら、本件重要事実を知って、利益の取得や損失の回避のために犯行に及んだものであり、犯行に至る経緯や動機に酌量の余地は乏しく、各犯行により、被告人らは証券市場の取引の公正及び一般投資家の信頼を損ねた上、多額の利益を取得し、又は損失を回避しており、これらの犯行により生じた結果も軽視することはできないとして、同時に審理された詐欺の事実と併せて、被告人Ａ（会社役員）に、懲役３年（執行猶予５年）、罰金400万円、追徴金約３億7,637万円の判決を言い渡し、被告人Ａは控訴した。現在、大阪高等裁判所において公判係属中である。

（内部者取引事件について上記被告人Ａと同時に起訴された被告人１名は、一審において有罪判決確定）